「保税区及び保税物流園区の貿易管理関連 問題に関する通知」

2005 年 7 月 13 日 日本貿易振興機構(ジェトロ) 上海センター 編

本資料のご利用にあたって

本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈等をできる限り正確に記するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報等の正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。なお、中国政府が発表した原文については、法令名をクリックすることでご参照いただけます。

保税区及び保税物流園区の貿易管理関連問題に関する通知 商資字[2005]第 76 号

各省、自治区、直轄市、計画単列市及び新疆生産建設兵団商務主幹部門、各直属税関: 世界貿易機関(WTO)加入時の我が国の公約を真摯に履行し、保税区と保税物流園区内企業の貿易管理 を改善するため、関連問題について以下のように通知する。

一、 保税区、保税物流園区内企業及び個人は「中華人民共和国対外貿易法」「対外貿易経営者備案登記弁法」「外商投資商業領域管理弁法」及びその他の関連規定に基づき貿易権を取得し、国内販売権を申請することができる。当該貿易権を取得した企業及び個人は、法に基づき国内区外企業及び個人(貿易権を未取得の企業及び個人を含む)と貿易活動を行うことができる。国内販売権を取得した外商投資企業は法に従い国内において販売業務を行うことができる。

国内販売(原文「分銷」);小売、卸し、コミッション代理を含む

- 二、 保税区、保税区物流園区内の対外貿易経営者が国内区外販売製品並びに国内区外仕入製品を扱う際は、輸出入に関連する国家規定、外貨管理規定及び税収管理等各方面の規定を遵守しなければならない。
- (一) 保税区、物流園区内企業と国内区外企業間での輸出入貨物は、税関の関連規定に基づいて輸出入 手続きを行う。区内企業が対外貿易経営者の身分で国内の区外企業に対して貨物の卸売を行う場合 は、区内企業の名義をもって通関手続き及び外貨照合等の手続きを行う。区外企業及び個人が区内 企業及び個人から貨物を購入する場合には、現行規定に基づき手続きを行う。
- (二) 保税区、物流園区内の対外貿易経営者と国外企業との間の輸出入貨物は、中華人民共和国が参加 あるいは締結した国際条約、法律、行政法規及び関連 規定において明確に規定外とするものを除き、 輸出入許可証管理の対象とならない。
- (三) 国内区外企業から保税区、保税物流園区内に搬入された「紡績品輸出臨時管理商品目録」に規定される紡績品は、税関は許可証の照合・検査を行わない。当該貨物が実際に輸出されるときに関連規定に照らして、紡績品臨時輸 出管理対象の国家あるいは地域への輸出に対して、税関は許可証に基づいて 検査、許可手続きを必ず行う。
- 三、保税区、物流園区内企業の設立は国家産業政策に符合し、いかなる区内企業も国家が投資を禁止する領域に関する生産及び経営に従事することはできない。
- 四、 保税区、物流園区内の各種企業の税収、税関監督・管理、外貨管理事項については、国家税務総局、税関総署、国家外貨管理局の関連規定に照らして手続きを行う。

中華人民共和国商務部弁公庁 中華人民共和国税関総署弁公庁 2005 年 7 月 13 日